

2015 年度後期全国統一タイトル

「刑事論題」

*What policy should the Japanese Government adopt concerning
Criminal issues?*

【メイントピック】

少年犯罪 Juvenile Crime / Delinquency

裁判員制度 Lay / Citizen Judge System

死刑 Death Penalty

【サブトピック】

取り調べの可視化 Interrogation

【議論の概要と選定理由】

関東側が刑事論題、関西側は教育論題を後期論題候補として提出し、両論題の比較を行った上で論題決定に至った。

議論の中で関東、関西ともに後期タイトルに必要な要素として、エデュケーションのしやすさという項目が挙げられた。ただ、このエデュケーションにおいて何を学ぶべきか、学ばせるべきかという点に関しては東西で異なる意見が提示された。

関東は、刑事論題によって PSF を網羅的に習得することで議論の基礎を固めて、**comparison** に時間を沢山かけることで関東側の課題とされている **comparison** の議論の仕方を試行錯誤して、来年度前期に生かしてほしいといった意見があり、一方で関西は、**ASQ** における議事進行能力と PSF のセオリーが課題であり、現状分析が重要なプロセスとなる教育論題で **ASQ** 議事進行技術とセオリーを学び、また、**ASQ** について深く考えることで

APA とのつながりを強く意識し、PSF の全体像を捉え、どのような議論にも対応できる議事進行能力を身につける先駆けとしてほしい、という意見が提示された。

両者の意見をもとに、これらの両分野を焦点に当ててエデュケーションができるタイトルが好ましいということが共通見解となり、**comparison** に焦点が置かれやすい刑事論題と、**ASQ** における考察に焦点が当たりやすい教育論題のどちらがエデュケーションの両要素を汲み取れるかを吟味することとなった。

その結果、教育論題において挙げられていた全トピック(いじめ、体罰、モンスターペアレント、秋入学制度)において、現状分析の複雑性ゆえに **ASQ** ハンドリング技術が大幅に伸ばせるタイトルであることは納得がいく部分であったが、**cause** や **mandate** に多様さが求められるトピックであることからして、**solution** において大幅な時間が割かれることが予想されたため、**comparison** に到達することに対して若干難易度が高いことが懸念点として挙げられた。一方、刑事論題においては、少年犯罪をトピックとして議論をしたとき、**ASQ** において、犯罪、または少年の定義説明、さらには **cause**、**mandate** の説明に多くの時間が割かれることが予想されたため、**ASQ** ハンドリング技術を向上するためのトピックとしては向いていると判断した。また死刑をトピックとして議論したとき、**ASQ** において確認すべき定義は制度上の要素のみであるため、時間を割くことなく議論が進行すると予想され、教育論題内のトピックと比べ、比較的短時間で **comparison** まで到達すると考えられたため、**comparison** における技術向上のためのトピックとして向いていると判断した。

こうした吟味の結果、刑事論題を後期タイトルとして踏まえた際、関東、関西が求めるエデュケーション技術の向上が促進されるトピックとして相応しいと判断したため、刑事論題に決定した。

【後期タイトルの意図】

これは死刑というトピックのみに言えることだが、刑事論題は使い古されたタイトルであり、アイデア面でのマンネリ化、議論の形骸化が懸念点として示された。しかしマンネリ化しがちな議論に創意工夫を凝らして実りの多い議論を追求してきた先輩たちが過去に数多くいたことも忘れてはならない。

PSF という既存の枠組みからの脱却を図る努力によって、**PSF** 外の議論の土台作りの力が得られたり、既存の枠組みに対する理解が一段と深まったりするだろうから、後期にマンネリ化、形骸化を感じた者は積極的に既存の議論とは異なる土台提示やアイデア提示をしてほしい。後期は順位のかかる大会もなく、そのような新しい発想に対する周りの障壁は低いだろうから試行錯誤できる可能性は高くなるはずである。この後期タイトルを経て **PSF** 内の議論は完璧に自分の理解におさめ、**PSF** の外の議論においても活躍できるディスカッションを目指してほしい、といった思いが刑事論題に決定する上で1つの要素となったこともここで述べておく。

【Model Opinion Sheet】

少年犯罪 Juvenile Crime / Delinquency

< Type 1 >

- C: J/G set up the juvenile law.
- P: Children are punished by the juvenile law
- H: Victim's family suffer mentally
- D: J/G abolish the juvenile law
- M: J/G makes a new law
- AD: Victim's family will not suffer mentally

< Type 2 >

- C: J/G set up the light juvenile law
- P: Children are punished by the juvenile law
- H: Victim's family suffer mentally
- D: J/G makes a severe juvenile law
- M: J/G makes a new law
- AD: Victim's family will not suffer mentally

近年、未成年者による犯罪が凶悪化している。刑法によって裁かれない少年少女による残虐な犯罪は後を断たず、少年法の厳罰化が求められている。未成年犯罪者の更生や社会復帰を目指し保護する少年法は、犯罪の抑止力としては不十分と言われている。さらに、罪を犯した未成年者は刑法で裁かれず、殺人事件の被害者遺族が彼らに対して望む罰は少年法によって妨げられている。未成年犯罪者は成人と同じ裁きを受けるべきなのだろうか。このトピックでは、未成年者の刑事責任能力や彼らが償うべき罪の重さ、そして、被害者遺族の心情などを議論し、日本の刑事制度としてあるべき姿とは何かを考えてほしい。また、罪の重さに見合った受けるべき罰とは何かを、自分の思う **Plan** という形で表現してほしい。少年法を廃止し未成年者に刑法を適応する、少年法の厳罰化を図るなど、個人によって異なる **Plan** が想定されるだろう。また、少年が犯罪に至る経緯なども **Plan** を考える要素になりうる。それぞれが思う少年犯罪とは何か、少年法の廃止や厳罰化について議論し、自分なりの答えを見つけてほしい。

このトピックでは、**Plan** の多様性や定義の個人差により、現状分析が複雑化することが想

定される。議論の混乱の解決などハンドリング能力やセオリー理解を向上させるよい機会になるだろう。

未成年による犯罪は社会に衝撃を与え、当事者に大きな悲しみをもたらす。そのような犯罪を抑止し、未成年犯罪者に妥当な裁きとは何かについて、深く議論されることを期待する。

裁判員制度 Lay / Citizen Judge System

C: Japanese Government set up the Lay Judge System (Citizen Judge System)

P: Criminals are judged by laymen

H: Criminals S/M

D: Only professionals can judge

M: J/G abolishes L/J/S (C/J/S)

AD: Criminals ×S/M

裁判員制度は重大な刑事事件の際に一般市民の視点や感覚を裁判の内容に反映する目的で導入された制度であり、裁判官の負担の軽減などの一定のメリットを見込んだ制度と言われる一方、殺人事件などの重大事件の審理において選出された裁判員の精神的負担の大きいこと、法の素人による判断によって刑罰の一貫性が失われること、などといった問題点も深刻で、まだ見直しや改善の余地のある制度と言える。どの部分の問題点に焦点を当てて解決を図るかによって **mandate** の内容が変わるだろう。

また裁判員裁判での判決が上級審で覆るなど、裁判員裁判が実質的に意味を持たない事例も存在する中で、もう一度裁判員制度の必要性とはどこにあるか、裁判員裁判の目的は達成されているのか、その目的に意味はあるのか、といった観点から議論するために裁判員裁判廃止の **mandate** をベースにオピニオンシートを書いてもよいだろう。

法律、法制度に関する知識は少なからず必要とするトピックであるが、この制度が存続する限りは我々にも裁判員になる可能性があり全く無縁の存在ではないため、この制度の存続に対する是非や、改善の余地に関して一度真剣に考え、議論することも必要だと考える。

死刑 Death Penalty

- C: Japanese government admits death penalty
- P: Death penalty is carried out to condemned criminals
- H: Condemned criminals suffer mentally
- D: Japanese government should help the target
- M: Japanese government makes a new law
- AD: Condemned criminals will not suffer mentally

日本においては、犯罪者の罪の度合いによって、死刑執行が許可されている。この死刑という刑罰は、犯罪者の生命を強制的に絶たせることによって、その罪の重さを知らしめる刑罰である。こうして犯罪者の命を奪うことが一種の刑罰として容認されている一方、他人の生命を奪うことは刑事罰の対象となるのである。また国際的な観点に立ったとき、死刑制度を廃止しようとする方向性が現在の風潮となっていることは、国際人権規約に批准している国家が多いことからして、認めざるを得ない事実であろう。こうした状況下の中、果たして日本政府は今後も死刑制度を維持していくことに対して正当性があると主張していけるのか否かについて議論してもらいたい。

このトピックにおいては、ASQ における定義の確認にあまり時間が割かれることはないと思われ、comparison まで短時間で到達すると考えられる。そのため comparison に焦点を当てたプレパを心がけたい者にはこのトピックを推奨する。

取り調べの可視化 Interrogation

警察、または検事などの権力機構が容疑者に対して取り調べを行う際、その取り調べの内容が不透明であることが多い。この不透明さが起因して、自白の強要や不正な取り調べが起きていることは、足利事件など冤罪が判明している事件が多数発覚していることからして自明のことであろう。こうした権力機構による冤罪や不正な取り調べを防止するためには、取り調べ内容の外部への情報公開と説明責任が求められるであろう。一方取り調べの可視化が行われることによって、権力機構側が萎縮した取り調べを行ってしまったり、また監視されていることが原因で、容疑者側が自白することを躊躇ってしまうことが想定される。こうした要因を考慮した上で、事件の真実を追求するためには取り調べの可視化には妥当性があるのか否かについて結論を出してもらえたいことを期待する。

このトピックでは、あえてモデルオピニオンシートを提示しない。ディスカッションにおいて求められるスキルとして、ゼロから議論の土台を作り上げていく技術も重要であるという意見が挙げられた。このトピックはサブトピックとして提示されているものの、リサーチを含め様々な観点から議論を作り上げていくことに挑戦してもらえることを願う。

【Regulations】

1. 日本政府による政策決定の範疇内であるものに限定する。
2. 日本政府が金を支出することのみで解決するマンデートは禁止とする。ただしマンデートを執行する際の経費に関しては例外である。
3. 他のタイトル（医療論題、労働論題、軍事論題、環境論題等）のメイントピックと重複するトピックは禁止とする。
4. 宗教に関わるものは禁止とする。
5. エビデンスのソースを明確にすること。

※タイトルに関しまして何か質問等ございましたら以下の連絡先へお願い致します。

・ Japan Intercollegiate Discussion Meeting 連盟長 豎石祐希
13ba109b@rikkyo.ac.jp

・ Kansai Discussion League 連盟長 河崎みのり
mii.mii.468km@gmail.com

・ Tokyo Discussion Federation 連盟長 馬場嵩士
suzukanokei@gmail.com